

広島県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年二月九日までの間、縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 道路の種類
- 一般国道
- 二 路線名
- 一八六号
- 三 道路の区域

		区間	
新	旧	の新旧別	
六・八・〇〇・九	九・七・八〇・一	敷地の幅員 (メートル)	
七五・五〇	七五・五〇	延長 (メートル)	
拡幅		備考	

山県郡北広島町細見字下山一〇一九三番一地
先から
山県郡北広島町細見字下山一〇一九三番一地
先まで